

〔 事 務 連 絡 〕
令和 3 年 1 月 1 3 日

役員、郡市歯科医師会長各位

埼 玉 県 歯 科 医 師 会

緊急事態宣言を受けて

このことについて、日本歯科医師会から別添のとおり通知がありましたので
取り急ぎお知らせします。

なお、会員への周知についても、よろしくお願いします。



日歯発第 1127 号
令和 3 年 1 月 7 日
(総務課扱い)

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 堀 憲 郎
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を受けて

本日 1 月 7 日に 1 都 3 県に対して緊急事態宣言が発令されることが決定いたしました。

今般の急激な感染拡大に鑑み、本会からは 11 月 26 日付「新型コロナウイルス感染症再拡大を受けて」及び 12 月 18 日付事務連絡「年末、年始に向けて」等で、留意事項をお示ししておりますが、改めてその内容の徹底をお願いいたします。

また歯科医療、口腔機能管理の停滞や縮小により、国民、高齢者、要介護者等の全身の健康への影響が再び懸念されますので、かかりつけ歯科医としての注意喚起も併せてお願い申し上げます。

日本歯科医師会事務局も在宅勤務、勤務時間の短縮等の徹底で機能が縮小しておりますが、役職員一同工夫をこらし、会員の皆様へ漏れの無い情報提供をして参ります。

なお、1 月 5 日には、官邸にて当職と瀬古口専務理事が加藤官房長官と会い、今回の緊急事態宣言を前に、本会の方針と対応を報告し、以下の項目について申し入れを行いましたので、あわせてお知らせ申し上げます。

- ①欠くべからざる歯科医療提供体制堅持のための支援
- ②ワクチン接種についての迅速な情報提供
- ③歯科衛生士・スタッフ等の離職に対する人材確保への配慮
- ④第三次補正予算の速やかで円滑な履行
- ⑤緊急事態宣言により、昨春のような大きな受診抑制が生じないような配慮



(添付資料)

○新型コロナウイルス感染症拡大に伴う重要対策の確認（日本歯科医学会連合
新型コロナウイルス感染症対策チーム・令和 2 年 11 月）

(参考)

○新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針（日本歯科医師会・令和 2 年 8 月）
https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/upd/file/20200811_coronavirus_shikashinryoushishin.pdf

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う重要対策の確認

2020 年 11 月

日本歯科医学会連合新型コロナウイルス感染症対策チーム

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、歯科診療においても無症状者に近い感染者との接触機会の確率が増大します。

そこで、標準予防策と三密対策徹底を中心に、今一度基本に戻り、特に重要な点をご確認ください。

標準予防策の徹底：マスクの装着

ウイルス感染症対策として最も基本であるマスクの装着についての徹底です。

基本的な考え方：

新型コロナウイルス感染者のくしゃみ、せきをはじめ、会話時の呼気など口腔から放出される飛沫には、大量のウイルスを含むため、周囲にいる者にとってマスクは感染予防として重要なアイテムです。また、感染者の発生に伴い、マスクなしでの状態が判明した場合は濃厚接触者と判定されます。当然、患者さんを守る観点からも常時マスクの装着は必須の行為です。

診療時にゴーグルやフェイスシールドの装着がない場合も同様な扱いとなる可能性があります。

院内におけるルール：

マスクなしでの会話の禁止。歯科医師やスタッフから患者さんに説明する際にも、患者さんにはマスクを装用して貰います。

マスクの適切な選択（機能表示を参考にする）

マスクの確実な装着

マスクについての正しい知識と実行については以下をご参照ください。

（日本歯科医師会ホームページ 新型コロナなど感染症対策における歯科の重要性（第4弾）「マスクを知る」参照）

院内換気の徹底

新型コロナウイルスの感染は三密の環境下で確率が増大します。感染者が同じ空間にいた場合、空間ウイルス量を減少させるためには、換気が重要な対策となります。特に冬季に

においては積極的な実行が必要です。

そこで、それぞれの環境条件に応じた換気法について列記します。

「密閉」の回避（換気）：

定期的（もしくは常時）に外気を取り入れる換気を実施します。

窓が複数ある場合は、2方向の壁の窓を開放することで十分換気が可能です。

窓が一つしかない部屋は、ドアを開けて扇風機などを窓の外に向けて室内の空気を室外に流します。

窓が無い場合は、空気の流れを作る工夫にて排気を行う。具体的にはドアを開けて扇風機を廊下に向けて室外に空気が流れるようにします。

また、エアサーキュレーターを用いて室内の空気を循環させることでより効果的に室外に排出でき、別室に換気扇があれば運転させることで換気口から建物外に空気を排出することができます。

（具体的参考映像：2020年6月17日NHK総合午後7:30 可視化でまるわかり新型コロナ対策の新常識「より効果的な換気方法とは」

https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/special-program_0617/

その他の対応：

確実なウイルス対応空気清浄機について、日刊工業新聞を通じて工業界に情報の提供を要請中。（2020年9月30日 日本歯科医学会連合新型コロナウイルス感染症対策チーム長小林より）

咳嗽や発熱等のかぜ様症状を認める患者さんへの対応

患者さんへの対応：

新型コロナウイルス感染症疑い患者さんへの対応：基本的には直接的治療対応は行わず、まずは、新型コロナウイルス感染症診断が可能な医療機関への受診を促します。

新型コロナウイルスの感染拡大下においては、咳嗽、発熱等のかぜ様症状を認める患者さんについては新型コロナウイルス感染症の可能性もあるため、疑い患者として対応することとなります。

したがって

- ① 各都道府県が公表している発熱相談センター※／帰国者・接触者相談外来（又は、各地域の「受診・相談センター※」や患者のかかりつけ医等）へ相談

※各都道府県、地域によって名称は異なることがあります。

- ② 歯科診療が必要な状況においては、必要に応じ保健所等とも連携し、歯科診療が可能な高次医療機関への照会を行い対応を求めます。

治療可能な病院歯科と地域の歯科診療所や歯科医師会との連携体制の構築が重要です。

参考資料：

事務連絡 令和2年8月3日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」

新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られ、また、初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっています。こうした症状を呈している方に対しては、年齢を問わず、速やかに帰国者・接触者外来等の受診を促すなど、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。併せて、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や呼吸器症状などを呈している方に対しても、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

スタッフの健康管理

歯科医療従事者が感染源とならないために、スタッフの健康管理が大切です。

新型コロナウイルス感染症においては、感染当初に微熱的变化を含めた発熱症状を認めることがあることから、基礎体温の把握、毎日の体温測定による管理は感染発症を疑う手段として有効です。

下記健康管理体制を徹底します

- ✓ 毎日欠かさず体温を計ること（朝、夜）、またそれを報告するシステム構築も大切です。
- ✓ 発熱、倦怠感などの症状があれば責任者に報告、相談の上、状態により自宅待機を考慮に入れます。